

一般社団法人東京電機大学校友会石川県支部会則改正案

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人東京電機大学校友会石川県支部と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を支部長が指定した場所に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦を図ると共に、母校の発展と郷土の振興に寄与することを目的とする。

(会員)

第4条 本会の会員は、石川県に居住する学校法人東京電機大学の設置する学校（前身の諸学校を含む）の卒業生及び特別に入会を希望し承認された者で構成する。

(役員等の構成)

第5条 本会に、次の役員を置く。

支部長	1名
副支部長	若干名
会計	若干名
会計監査	若干名
幹事	若干名
事務局	若干名
相談役	若干名

(役員を選任及び任期)

第6条 役員は、総会において会員の中から選出し、その任期は2年とする。

ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは、役員会で補充するが、その任期は前任者の残任期間とする。ただし、その後開催される総会での承認を要するものとする。

(支部長の職務)

第7条 支部長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるとき又は支部長が欠けたときは、支部長の職務を代行する。

(会合)

第8条 本会の会合は、次の通りとする。

- (1) 総会原則として2年に1回支部長が招集し、会務報告、役員を選任その他必要事項を審議する。
- (2) 役員会必要に応じて支部長が招集し、会務を処理する。
- (3) その他支部長が必要と認める場合は、前2号以外の会合を招集することができる。

(校友会理事会への報告事項)

第9条 本会は、次の事項について、校友会理事会に遅滞なく報告するものとする。

- (1) 役員を選出
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 事業計画及び収支予算
- (4) 会則の変更

(決議)

第10条 総会及び役員会は、出席人員をもって成立し、決議は出席人員の過半数で決する。

(会費及び会計)

- 第 11 条 本会の経費は、支部援助基準に従い、校友会から交付された資金をもって充当するものとする。
- 2 諸会合に要する経費は、その実費を会員から徴収することができる。
 - 3 本会の会計は校友会の会計の一部を構成するため、会計担当者は校友会事務局と連携するものとする。
 - 4 会計監査は、本会の会計を監査する。

(事業年度)

第 12 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(改正)

第 13 条 この会則の改正は、総会の決議を経て行う。

(委任)

第 14 条 この会則に定めるものほか、必要な事項は役員会において別に定めるものとする。

附 則

平成 7 年 11 月 18 日 会則施行

平成 29 年 5 月 27 日 会則改正

令和 元年 5 月 25 日 会則改正 第 11 条第 5 項 県支部会費徴収 を削除